「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律」の円滑な施行について(その2)

平成14年4月2日

男女共同参画会議

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律」の円滑な施行に向け た意見(その2)

男女共同参画会議は、平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を円滑に施行することが男女共同参画社会の形成の促進に関して重要であると考え、男女共同参画社会基本法第22条第3号の規定に基づき、関係各大臣に対し、以下の意見を述べるものである。

# 目次

第1	調査研究の進め方について1
第 2	民間団体に対する援助の在り方について6

第1 調査研究の進め方について

配偶者からの暴力の防止のためには、被害者の保護とともに、加害者の更生が重要である。しかしながら我が国においては、加害者についての調査研究が十分に行われているとは言い難い状況にある。

また、被害実態については、今後の実務に役立つ重要な調査研究が行われているものの、被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング等の方法については、十分な調査研究が行われていない。

このような状況を踏まえ、配偶者暴力防止法第25条では、国及び地方公共 団体が、加害者の更生のための指導の方法や被害者の心身の健康を回復させ るための方法等に関する調査研究を推進するよう努めることを規定してい る。

#### 関係府省庁の取組状況 -

【 】内は実施府省庁等。次章についても同様。

・ 「女性に対する暴力に係る諸外国の取組に関する調査研究」

## 【内閣府平成10年度委託調査研究】

女性に対する暴力に関し、海外における行政の取組体制、主な施設、 行政機関と民間の関係団体等との連携の状況を調査。調査対象国はカナ ダ、アメリカ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、大韓民国、オースト ラリアの7か国。

・ 「男女間における暴力に関する調査」

## 【内閣府平成11年度委託調査研究】

女性に対する暴力に関する国民の意識、被害の経験の態様、程度及び被害の潜在化の程度、理由について調査。全国20歳以上の男女を対象に行い、3,405人(女性1,773人、男性1,632人)から回答を得た。

・ 「配偶者等からの暴力に関する事例調査」

## 【内閣府平成12年度委託調査研究】

夫・パートナーからの暴力の被害経験を有する女性62人から、暴力被害の内容、暴力を振るう加害者、被害者が得た支援等について聞き取り調査を実施。

#### ・ 行刑施設における処遇類型別指導調査・研究【法務省】

刑務所等の行刑施設に収容されている加害者を対象に、各種教育的な働きかけの充実を図るための調査研究を実施。犯罪の原因等が同じ類型である者を集めて指導。女性に対する暴力に関するものとしては性犯罪防止教育を実施(平成13年4月現在、八王子医療刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所、奈良少年刑務所、松山刑務所の5か所で実施。)。

・ 法務総合研究所における調査【法務省】

刑事政策全般に関する総合的な調査を毎年度テーマを定めて実施。

・「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」

#### 【厚生科学研究費補助金による研究事業】

平成13年度から3年計画で、DV被害を受けた女性及びその子どもを対象に、被害の実態を精神健康の観点を中心に広く調査するもの。

#### 1 調査研究の今後の進め方について

意見は文末()内の関係府省庁に対するもの。次章についても同様。

# (1)基本事項

- ・ 今後の調査研究を効率的に進めるため、地方も含めた公的機関や民間 団体等が実施した有意義な調査研究を把握し、整理しておくことが必要 である(内閣府)。
- ・ 調査研究を進めるに当たっては、関係府省庁が連携協力することが必要である(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)。
- ・ 地方公共団体や民間団体の中には、これまで多くの有意義な調査研究 を行っているところもあることから、必要があれば、これら団体との実 質的連携を図りつつ調査研究を進めることが必要である(内閣府、警察 庁、法務省、厚生労働省)。

#### (2)被害者に関する調査研究

- ・ 配偶者暴力防止法が成立、施行される以前(平成11年度)に被害実態 について総理府(現内閣府)が調査を行っているが、配偶者暴力防止法 の施行後における実態を把握するため、引き続き、配偶者からの暴力の 被害実態に関する調査を行うことが必要である(内閣府)
- ・ 調査研究に当たり被害者と接する必要がある場合は、その心情に十分 配意し、二次的被害を発生させないよう留意することが必要である(内 閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)。
- ・ 相談員などの支援者は、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、納得のいく解決策が容易に見出せなく、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる、いわゆる「バーンアウト(燃え尽き)」状態に陥ることが考えられる。支援者がこのような精神状態に陥ることなく、心身が健康な状態で被害者の相談等に当たることが必要であり、今後、支援者の「代理受傷」や「バーンアウト」の実態や相談等の業務が支援者の心身の健康に与える影響などについての調査研究を行うことも必要である(内閣府)。
- ・ 配偶者からの暴力が、次の世代に与える影響について調査することが 必要である(内閣府)。

# (3)加害者に関する調査研究

- ・ 加害者に関する先駆的取組を行っている海外の状況や国内の加害者の 実態等について調査を行うことが必要である(内閣府、法務省)。
- ・ 刑務所等に収容されている場合を除き、公的機関において継続的に調査研究の対象とすることが容易な加害者は存在しない。様々な加害者について、その実態を把握することは、加害者の更生のための指導の方法を調査研究する前提として非常に重要であることから、内閣府を中心に関係省庁が連携し、刑務所等に収容されている以外の様々な加害者の実態把握が行えるよう、その方法について工夫することが必要である(内閣府、警察庁、法務省)。

・ 生活全体にわたる幅広い視点から加害者の更生を行う方法や事例について調査研究することが必要である(内閣府)。

## 2 都道府県、市町村に対する要請

・ 都道府県、市町村においては、必要に応じ、それぞれの地域における 配偶者からの暴力の実態や特徴等に関する調査研究を進める。 第2 民間団体に対する援助の在り方について

いわゆる民間シェルターは、公的な対応が十分でない部分において、被害者の保護を積極的に行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。これら民間シェルターは、一部の地域において大きな役割を果たしているにもかかわらず、情報や活動資金が不十分な状況の下、非常に厳しい運営を強いられており、これらの活動に対する援助が求められている。

そこで、配偶者暴力防止法第26条では、国及び地方公共団体が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めることを規定している。この必要な援助としては、具体的には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資する情報の提供を行うこと、財政的な援助を行うことなどが考えられる。

なお、内閣府が把握している全国35の民間シェルターのうち、平成13年度に、地方公共団体から何らかの財政援助を受けている民間シェルターは、18 団体(51.4%)である。

#### 関係府省庁の取組状況 -

### 情報提供事業【内閣府】

夫・パートナーからの暴力に関して、被害者の対応に当たる関係各機関の連絡先等の情報、対応に役立つ国の取組や法律の情報等を収集し、インターネットのホームページや冊子により、官民の関係者に提供する情報提供事業を平成14年4月から開始。

## 1 民間団体に対する援助の在り方について

# (1)情報提供について

・ 民間の団体が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため の活動を円滑に行うことができるよう、法律、制度、国及び地方公共団 体の取組等に関する情報を幅広く迅速にかつ継続的に提供することが必要である(内閣府)。

#### (2)財政的援助について

・ 民間シェルターに対し必要な財政的援助が行われることが望ましいことから、民間シェルターに対し従来以上に財政的援助が行われるよう、 既存の制度を活用するなど、その環境を整備することが必要である(内閣府)。

#### 2 都道府県、市町村に対する要請

- ・ 公的機関と民間シェルターとの連携が必ずしも十分とれていないところも多い。被害者保護に関し重要な役割を担っている民間シェルターとの連携を密にし、これらに対し、最新の情報等を逐次提供する。
- ・ 現在、都道府県、市町村の中には、民間シェルターの果たす役割の重要性にかんがみ、何らかの形で財政的援助を行っているところもある。 都道府県、市町村においては、内閣府から情報が提供される他の都道府県、市町村の取組等も参考に、民間シェルターに対し必要な援助を行うよう努める。